

別表(第2条、第3条、第10条、第14条関係)

日常生活用具の種目及び対象要件

種目	品目	対象要件	基準額	耐用年数
介護・訓練支援用具	特殊寝台	下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害者 難病患者で寝たきりの状態にあるもの	154,000円	8年
	特殊マット	下肢又は体幹機能障害1級(常時介護を要する者に限る。)の身体障がい者及び下肢又は体幹機能障害2級(常時介護を要する者に限る。)の身体障がい児で原則3歳以上のもの 障がいの程度が重度以上の知的障がい児・者で原則3歳以上のもの 難病患者で寝たきりの状態にあるもの	19,600円	5年
	特殊尿器	下肢又は体幹機能障害1級(常時介護を要する者に限る。)の身体障がい児・者で原則学齢児以上のもの 難病患者で自力で排尿できないもの	67,000円	5年
	入浴担架	下肢又は体幹機能障害2級以上(入浴に当たって、家族等他人の介助を要する者に限る。)の身体障がい児・者で原則3歳以上のもの	82,400円	5年
	体位変換器	下肢又は体幹機能障害2級以上(下着交換等に当たって、家族等他人の介助を要する者に限る。)の身体障がい児・者で原則学齢児以上のもの 難病患者で寝たきりの状態にあるもの	15,000円	5年
	移動用リフト	下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障がい児・者で原則3歳以上のもの 難病患者で、下肢又は体幹機能に障がいのあるもの	移動用リフト：159,000円	4年
			移動用リフト用吊り具：39,000円	4年
	訓練いす(児童のみ)	下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障がい児で原則3歳以上	33,100円	5年
訓練用ベッド(児童と難病患者のみ)	下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障がい児 難病患者で、下肢又は体幹機能に障がいのある者	154,000円	8年	
自立生活支援用具	入浴補助用具	下肢又は体幹機能障害であって、入浴に介助を必要とする身体障がい児・者で原則3歳以上のもの 難病患者で入浴に介助を要するもの	90,000円	8年
	便器	下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障がい児・者で原則学齢児以上のもの 難病患者で常時介護を要する者	便器：4,450円 手すり：5,400円	8年
	頭部保護帽	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害を有するもの 障がいの程度が重度以上の知的障がい児・者で、てんかんの発作等により頻繁に転倒するもの	36,750円	3年
	T字状・棒状のつえ	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害を有するもの	3,000円	3年

自立生活 支援用具	移動・移乗支援用具(旧：歩行支援用具)	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害を有し、家庭内の移動等において介助を必要とする身体障がい児・者で原則3歳以上のもの	60,000円	8年
	特殊便器	上肢障害2級以上の身体障がい児・者及び障がいの程度が重度以上の知的障がい児・者で訓練を行っても自ら排便後処理が困難な者。それぞれ原則学齢児以上のもの 難病患者で上肢機能に障がいのあるもの	151,200円	8年
	火災警報器	障害等級2級以上の身体障がい児・者及び障がいの程度が重度以上の知的障がい児・者で火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい児・者(障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	15,500円	8年
	自動消火器	障害等級2級以上の身体障がい児・者、障がいの程度が重度以上の知的障がい児・者及び難病患者で火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい児・者及び難病患者(障がい者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	28,700円	8年
	電磁調理器	視覚障害2級以上(盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯)の身体障がい者及び障がいの程度が重度以上の知的障がい者	41,000円	6年
	歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障害2級以上の身体障がい児・者。原則学齢児以上のもの	7,000円	10年
	聴覚障がい者用屋内信号装置	聴覚障害2級以上(聴覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯)の身体障がい者	屋内信号装置：87,400円 サウンドマスター：36,100円 目覚時計：15,300円 屋内信号灯：17,800円	10年
在宅療養 等支援用具	透析液加温器	腎臓機能障害3級以上で自己連続携行式腹膜灌流法(CAPD)による透析療法を行う身体障がい児・者で原則3歳以上のもの	51,500円	5年
	ネブライザー(吸入器)	呼吸器機能障害3級以上で、吸入加湿処置により呼吸に伴う負担の軽減を図るため必要と認められる身体障がい者及び呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障がい児であって必要と認められる者で原則学齢児以上のもの 難病患者で呼吸器機能に障がいのあるもの	36,000円	5年
	電気式たん吸引器	呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障がい児・者であって、必要と認められる者で原則学齢児以上のもの 難病患者で呼吸機能に障がいのあるもの	56,400円	5年
	酸素ボンベ運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行う身体障がい者	17,000円	10年
	盲人用体温計(音声式)	視覚障害2級以上(盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯)の身体障がい児・者で原則学齢児以上のもの	9,000円	5年
	盲人用体重計	視覚障害2級以上(盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯)の身体障がい者	18,000円	5年

在宅療養等支援用具	動脈血中酸素飽和度測定器 (パルスオキシメーター)	呼吸器機能障害若しくは心臓機能障害を有する身体障がい者(児)又は難病患者であって、医療保険における在宅酸素療法を行う者、人工呼吸器の装着が必要と認められる者若しくは同程度の身体障がい者であり、主治医の意見書により必要と認められるもの	42,000円	5年
		人工呼吸器の装着が常時必要と認められる呼吸器機能障害、心臓機能障害若しくは同程度の身体障がい者又は難病患者であって、主治医の意見書により酸素飽和度を常時継続的にモニタリングする必要があると認められるもの	157,500円	5年
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	音声機能若しくは言語機能障害者又は肢体不自由児・者であって、発声・発語に著しい障がいをもつ身体障がい児・者で原則学齢児以上のもの	98,800円	5年
		難病患者で、言語機能を喪失した者又は言語機能が著しく低下している筋萎縮性側索硬化症等の神経疾患患者であって、コミュニケーション手段として必要があると認められるもの		
	情報・通信支援用具※	上肢障害2級以上又は、言語、上肢複合障害2級以上(文字を書くことが困難な者に限る。)の身体障がい児・者で原則学齢児以上のもの	100,000円	6年
	点字ディスプレイ	視覚障害及び聴覚障害者の重度重複障がい者(原則として視覚障害2級以上かつ聴覚障害2級以上)の身体障がい者であって必要と認められる者	383,500円	6年
	点字器	視覚障害を有するもの	標準型：10,400円 携帯用：7,200円	標準型：7年 携帯用：5年
	点字タイプライター	視覚障害2級以上(本人が就労若しくは就学しているか又は就労が見込まれる者に限る。)の身体障がい児・者	63,100円	5年
	視覚障がい用ポータブルレコーダー	視覚障害2級以上の身体障がい児・者で原則学齢児以上のもの	録音再生機：85,000円 再生専用機：35,000円	6年
	視覚障がい者用活字文書読上げ装置	視覚障害2級以上の身体障がい児・者。原則学齢児以上のもの	99,800円	6年
	視覚障がい者用拡大読書器	視覚障害者であって、本装置により文字等を読むことが可能になる身体障がい児・者で原則学齢児以上のもの	198,000円	8年
視覚障がい者用地上デジタル放送対応ラジオ	視覚障害2級以上の身体障がい児・者。原則学齢児以上のもの	29,000円	6年	

情報・意思疎通支援用具	盲人用時計	視覚障害2級以上の身体障がい者。なお、音声時計は手指の感覚障害がある等のため触読式時計の使用が困難な者を原則とする。	触読：10,300円 音声：13,300円	10年
	聴覚障がい者用通信装置	聴覚障がい児・者又は発声・発語に著しい障がいをも有するものであって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる身体障がい児・者で原則学齢児以上のもの	71,000円	5年
	聴覚障がい者用情報受信装置	聴覚障がい者であって、本装置によりテレビの視聴が可能になるもの	89,800円	6年
	人工喉頭	喉頭を摘出しているもの	笛式：5,000円 電動式：70,100円	笛式：4年 電動式：5年
	人工内耳用電池	聴力障がい児・者であって、人工内耳を装備しているもの	電池：月額2,500円 充電電池：年額30,000円	
	福祉電話(貸与)	難聴者又は外出困難な身体障がい者(原則として2級以上)であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要があると認められる者及びファックス被貸与者(障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)		
	ファックス(貸与)	聴覚又は音声機能若しくは言語機能障害3級以上であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められる者(電話難聴者用電話含む。)によるコミュニケーション等が困難な障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)		
	視覚障がい者用ワードプロセッサ(共同利用)	視覚障がい児・者で原則学齢児以上のもの		
	視覚障害者用図書(点字図書)	主に情報の入手を点字によっている視覚障がい児・者	点字図書の価格 (点字図書給付事業に基づき給付する。)	
	視覚障害者用図書(大活字図書、DAISY図書)	本図書を読むことができる視覚障がい児・者で、原則学齢児以上のもの	1タイトル15,000円 (年間4タイトルを上限とする。)	
排泄管理支援用具	ストーマ装具(ストーマ用品、洗腸用具)	ストーマを造設しているもの 高度の排便機能障害を有するもの 高度の排尿機能障害を有するもの ※付属品：皮膚保護剤 袋を身体に密着させるもの。→価格は1カ所あたりの皮膚保護剤及び袋を身体に密着させるものを含む月額であること。	蓄便袋：8,600円 蓄尿袋：11,300円	
	紙おむつ等(紙おむつ、サラシ、ガーゼ等衛生用品) 収尿器	脳原性運動機能障害を有しかつ意思表示困難なもの	紙おむつ等：12,000円 収尿器：8,500円	

住宅改修費	居宅生活動作補助用具	下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る。)を有する身体障がい者及び学齢児以上の身体障がい児であって、障害等級3級以上のもの。ただし、特殊便器への取替えをする場合は上肢障害2級以上のもの 難病患者で、下肢又は体幹機能に障がいのあるもの	200,000円 (住宅改修費助成事業に基づき給付する。)	
-------	------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------	--

※情報・通信支援用具とは、障がい者向けのパーソナルコンピュータ周辺機器や、アプリケーションソフト等をいう。